

2022年3月10日
日本代理収納サービス協会

「地方税統一 QR コード」に関するご報告

1. 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」の改定に関して

別紙 1-1 および別紙 1-2 に記載された改定案のように同ガイドラインの改定を進めております。今月中の改定を予定しております。

2. 「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテスト対応について

別紙 2 にありますように、一定条件を満たした場合には「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテストの省略をいたします。本ご案内に関しましては、前述のガイドライン改定と同時期の告知を予定しております。

以上

【別紙 1-1】

主な修正箇所

■P4

⑤印字に関する制限

- ・「店控」「本部控」へのお客様の個人情報に関わる住所・電話番号等は、印字不可とする。（ご依頼人氏名の印字もしくは ID 番号のみ可とする。）
（ゆうちょ銀行併用タイプの場合は、ゆうちょ銀行の仕様・規定に従う。）
- ・ゆうちょ銀行又は郵便局、コンビニエンスストア等よりお客様の照会があった場合には、印字された氏名・ID 番号・金額等でお客様を特定できること。
- ・郵便用のカスタマバーコード、「地方税統一 QR コード」を除く、GS1-128 シンボル以外のバーコードは、表面には記載しないこと。（※「地方税統一 QR コード」の印字に関しては 23 ページ参照）

■P12

- ⑧ 郵便用のカスタマバーコード、「地方税統一 QR コード」を除く、GS1-128 シンボル以外のバーコードが収納票表面に印刷されているもの。（※「地方税統一 QR コード」の印字に関しては 23 ページ参照）

【別紙 1-2】

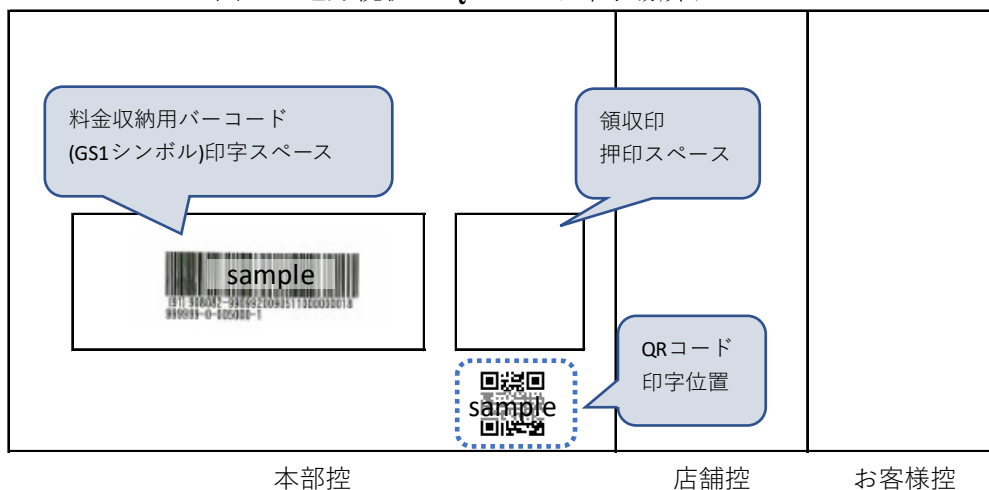
新規挿入(P23)

5. 地方税統一 QR コードの印字場所について

収納票に「地方税統一 QR コード」を印字する場合は、次の基準を満たすことが必要である。

- ・「地方税統一 QR コード」の印字場所は「本部控」内に限るものとする。
- ・コンビニエンスストア等収納用のバーコード印字場所からできるだけ離れた場所とする。
(コンビニエンスストア等収納用のバーコードが印字される枠内には印字しない。)
- ・図 11 に示すように、「本部控」の右下部への印字を推奨する。

図 11. 地方税統一 QR コード印字場所サンプル



- ・ゆうちょ銀行併用の場合

地方税共同機構・ゆうちょ銀行が定める「地方税統一 QR コード納付書の作成基準」に従うこと。

- ※「地方税統一 QR コード」とは、「地方税における QR コード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び一般社団法人全国銀行協会）において、地方税の納税に活用することを目的として定めた QR コードの全国統一規格である。
- ※「地方税統一 QR コード」の詳細については、「地方税における QR コード規格に係る検討会取りまとめ（令和 3 年 6 月）」及び、「地方税統一 QR コードの活用に係る検討会資料」等を参照のこと。

（総務省 HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_qr/index.html）

【別紙 2】

2022年3月■日

関係者各位

日本代理収納サービス協会

「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテスト対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、表題の件に関しまして「地方税における QR コード規格に係る検討会」(事務局:総務省様、一般社団法人全国銀行協会様)と協議をしましてまいりましたが、下記のとおり対応内容につき取りまとめましたのでご案内いたします。

なお、本件に関する詳細につきましては、ご契約先の収納代行事業者、コンビニエンスストアチェーン各社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.内容

「地方税統一 QR コード」(以下「QR コード」といいます)の印字に伴う、納付書の読取テストに関しては下記の運用ルールといたします。

- ① 次の条件をすべて満たす場合は、収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンでの読取テストを省略することができる。
- ② 最新版の「標準料金代理収納ガイドライン」に記載の払込票レイアウトに準じていること。
- ③ 今回新たに QR コードの印字対象とする収納(納付書)が、すでに収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンと契約があり各社から承認を受けている収納(納付書)であること。
- ④ 今回のQRコード印字のためのプログラム開発・修正において、既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の生成に関しては変更がないこと。
- ⑤ 今回の納付書レイアウトの変更に関して、QR コード印字スペース確保のための最低限の変更以外に大きな変更がないこと。次に具体例を明示いたします。

■テストが必要な場合

- (a) QR コード(「eL-QR」、「eL マーク」、「eL 番号」の表示含む)以外で新たにシステム印字項目が追加される場合
- (b) 現在印字されている項目を一部削除する場合
- (c) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の内容以外に、サイズ、解像度を変更する場合
- (d) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の印字位置を変更する場合

■テストが不要な場合

- (a) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の内容、印字位置等には変更が無く、納付書の印刷の向きを変更する場合
- ⑥ ゆうちょ銀行併用タイプの納付書の場合、ゆうちょ銀行における様式確認、読取テスト等はゆうちょ銀行の規定に従うものとする。

2. 適用日

2022年4月1日より

以上